

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年七月一日

指令川建セ第〇一〇一四二号

二 検査済証番号

令和三年七月七日

川建セ第〇三〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百五十九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷千八十八番地 ハイデンスタニグチ三〇一

号

後藤 好之